

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編Ⅱ～

(教育、消防、交通、警察、卸売市場、産業廃棄物
処理)

令和5年3月

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(以下「JWセンター」という。)では、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成することとした。令和3年度は、公務のうち庁舎管理及び上下水道を対象とした事例集を作成した。令和4年度は、前年度に引き続いて、公務を対象として、教育、消防、交通、警察、卸売市場、公共関与の産業廃棄物処理施設の各分野における産業廃棄物の適正処理の取組みや電子マニフェストの使用に関する取組みを調査しとりまとめた。

本事例集は、「業種別事例集作成委員会」(巻末委員名簿参照)における検討結果を基にとりまとめたものであり、第1章「産業廃棄物の適正処理の取組事例」、第2章「産業廃棄物の適正処理の取組みの各段階におけるポイント」、第3章「参考資料リンク集」の構成となっている。第1章第1編では、「教育」、「消防」、「交通」、「警察」、「卸売市場」の各分野における排出事業者の事例を掲載した。第1章第2編では、産業廃棄物の処分を行う「公共関与の産業廃棄物処理施設」における事例を掲載した。第2章では、第1章を踏まえ、産業廃棄物の委託処理のステップ順に、委託先処理業者の選定から産業廃棄物の処理までの一連の流れに沿って事例をとりまとめたほか、電子マニフェストの運用方法、その他適正処理の取組みに関する事例を掲載した。

公務から排出される産業廃棄物の排出事業者においては、本事例集を参考に、産業廃棄物の適正処理により一層、努めていただきたくとともに、電子マニフェストの普及にご尽力いただきたい。

令和5年3月

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

【目次】

第1章 産業廃棄物の適正処理の取組事例.....	1
第1編 公務の各分野（教育、消防、交通、警察、卸売市場）に係る取組事例.....	2
事例1 津市教育委員会	2
事例2 町田市教育委員会.....	8
事例3 横須賀市消防局	15
事例4 川崎市交通局.....	20
事例5 広島県警察.....	26
事例6 豊田市公設地方卸売市場.....	30
第2編 公共関与の産業廃棄物処理施設に係る取組事例	34
事例7 公益財団法人岡山県環境保全事業団	34
第2章 産業廃棄物の適正処理の取組みの各段階におけるポイント	41
1. 委託先処理業者に関する情報収集	41
2. 入札参加資格の検討、見積り徴取	42
3. 一般競争入札、随意契約.....	42
4. 委託先処理業者との委託契約の締結.....	43
5. 産業廃棄物の引渡し時の手順.....	43
6. 電子マニフェストの使用	44
7. その他適正処理の取組み	46
第3章 参考資料リンク集	47
業種別事例集作成委員会 委員名簿.....	48

第 1 章 産業廃棄物の適正処理の取組事例

産業廃棄物の適正処理及び電子マニフェストの活用に取り組む地方公共団体 6 者及び公共関与の廃棄物処理施設 1 団体の事例を紹介する。

第 1 編 公務の各分野（教育、消防、交通、警察、卸売市場）に係る取組事例

事例 1 津市教育委員会

事例 2 町田市教育委員会

事例 3 横須賀市消防局

事例 4 川崎市交通局

事例 5 広島県警察

事例 6 豊田市公設地方卸売市場

第 2 編 公共関与の産業廃棄物処理施設に係る取組事例

事例 7 公益財団法人岡山県環境保全事業団

第1編 公務の各分野（教育、消防、交通、警察、卸売市場）に係る取組事例

事例1 津市教育委員会

津市教育委員会が所管する施設（小学校、中学校等）のうち、津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の施設から排出される産業廃棄物については、すべて電子マニフェストを使用することとしている。

1. 概要

産業廃棄物の処理の関係部署	津市教育委員会事務局教育総務課、津市政策財務部財産管理課
所管する学校数	小学校 48 校、中学校 19 校、義務教育学校 1 校、幼稚園 21 校、給食センター3ヶ所（令和3年度現在）

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物（令和3年度実績）

廃棄物区分	廃棄物	
産業廃棄物の種類	普通産業廃棄物	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、混合廃棄物
	特別管理産業廃棄物	

※ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、植木鉢、石膏ボード、試験管等。

※ 混合廃棄物には、コピー機や什器類が含まれる。鉄・非鉄金属製の部品が分解可能な什器類の場合は、鉄・非鉄金属製の部品は売却している。

【津市の公共施設（教育委員会が所管する施設を含む。）については、津市で一括して処理業者との委託契約及び電子マニフェストを使用している。以下に示す事項は津市の公共施設に係るものである。】

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 指名競争入札としている。

(2) 処理業者の情報収集

- ・ 入札参加資格の登録情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・ 津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者から、市内業者を優先して選定している。なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録している者は、市長が競争入札の参加者としての資格を審査し、適格者と認めた者に限られる。産業廃棄物処理業者に違反があった場合は、名簿から除外される。
- ・ 津市競争入札参加資格者名簿に登録されている所在地での営業実態がない者は選定を見合わせている。
- ・ 処理業者の許可品目、許可期限、処理能力、許可エリア等を確認している。
- ・ 津市内の各施設から排出される産業廃棄物の収集運搬業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、選定した業者が電子マニフェストに対応可能であれば、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。収集運搬業務仕様書には「発注者は、産業廃棄物を排出する際、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターにマニフェスト情報を登録するので、受注者は産業廃棄物の収集運搬が終了したら、情報処理センターに運搬終了報告を行うこと。」と明記している。
- ・ 津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の各施設から排出される産業廃棄物の処分業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、選定した業者が電子マニフェストに対応可能であれば、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。芸濃地域、美里地域、白山地域、美杉地域の各施設から排出される産業廃棄物についても同様であるが、現在は紙マニフェストを使用し処理することとしている。処分業務仕様書には「(1) 津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の各公共施設から排出される産業廃棄物は、電子情報処理組織にて登録を行うので、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の処分が終了した旨を適正に報告すること。(2) 芸濃地域、美里地域、白山地域、美杉地域の各公共施設から排出される産業廃棄物には、公益社団法人全国産業資源循環連合会作成の産業廃棄物管理票を交付するので、各関係法令を遵守し、産業廃棄物管理票を適正に処理し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。」と明記している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・ 令和3年度は、収集運搬業者7社、処分業者1社と委託契約[※]を締結した。

※ 収集運搬業者については、10 地域のうち、複数の地域で同一の処理業者と契約を締結している場合がある。

- ・ 政策財務部財産管理課が、廃棄物処理法で定める記載事項のほか、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の項目を追加した委託契約書を作成し、委託契約を締結している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・ 廃棄物の性状・量について、打合せをしている。
- ・ 収集運搬業者は、毎月、委託業務実績報告書を政策財務部財産管理課に提出している。
- ・ 廃プラスチック類、混合廃棄物、ガラスくず等について委託先処分業者と年間の産業廃棄物の受入周期を調整している（図 1）。

産業廃棄物(廃プラスチック)の受入周期:毎月											
地域		津	久居	河芸	芸濃	美里	安濃	香良洲	一志	白山	美杉
品目	容器包装プラスチック	第1木曜日 第2木曜日 第3木曜日 第4木曜日	第1水曜日 第3水曜日	第2水曜日 第4水曜日	第2金曜日 第4金曜日	第2水曜日 第4水曜日	第2金曜日 第4金曜日	第2金曜日 第4金曜日	第1金曜日 第3金曜日	第2木曜日 第4木曜日	第2水曜日 第4水曜日
	その他プラスチック	第1木曜日 第2木曜日	第1水曜日	第2水曜日	第2金曜日	第2水曜日	第4金曜日	第2金曜日	第1金曜日	第2木曜日	第2水曜日

産業廃棄物(混合廃棄物)の受入周期:7月・9月・11月・1月・3月・5月											
地域		津	久居	河芸	芸濃	美里	安濃	香良洲	一志	白山	美杉
品目	混合廃棄物	第3木曜日 第4木曜日	第3水曜日	第4水曜日	第4金曜日	第4水曜日	第4金曜日	第4金曜日	第3金曜日	第4木曜日	第4水曜日

産業廃棄物(ガラスくず等)の受入周期:6月・8月・10月・12月・2月・4月											
地域		津	久居	河芸	芸濃	美里	安濃	香良洲	一志	白山	美杉
品目	ガラスくず類	第3木曜日 第4木曜日	第3水曜日	第4水曜日	第4金曜日	第4水曜日	第4金曜日	第4金曜日	第3金曜日	第4木曜日	第4水曜日
	廃空き瓶類										
	コンクリートくず類										
	陶磁器くず類										

図 1 廃プラスチック類、混合廃棄物、ガラスくず等の受入周期

5. 電子マニフェストの使用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・ 電子マニフェストは、市で 1 加入し、主に市内の学校や庁舎、消防署等から排出される産業廃棄物の処理に使用している。
- ・ サブ番号を利用して、電子マニフェストを使用している各施設で Web 方式により電子マニフェストを登録している。
- ・ 電子マニフェストを使用している各施設では、産業廃棄物の収集日の前日までに予約登録を行い、産業廃棄物を引渡した当日に引渡担当者が本登録を行っている。
- ・ 政策財務部財産管理課が、各施設の予約登録の情報から排出量を取りまとめ、収集運

搬業者と処分業者に、産業廃棄物の排出日の前日に FAX で排出量を報告している。

- ・ 処理終了報告の確認は、マニフェスト情報の照会画面から政策財務部財産管理課が確認している。
- ・ 電子マニフェストの基本料金は政策財務部財産管理課が一括で支払うこととし、使用料金は電子マニフェストを使用している課で分割して支払うこととしている。
- ・ 市立学校における令和3年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、約 2,500 件（電子マニフェスト 85%、紙マニフェスト 15%）であった。

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 電子マニフェスト導入前は紙マニフェストを手書きで作成していたため、事務負担が大きかった。また、紙マニフェストの保管は施設の所管課が行っており、保管場所の確保に苦労していた。
- ・ 三重県の環境部局からの働きかけや電子マニフェストに加入していた当時の産業廃棄物の委託先処理業者からの紹介により電子マニフェストの存在を知り、電子マニフェストを導入することにより、産業廃棄物の処理に関する経費削減や事務手続きの効率化ができることを期待し、令和2年（2020年）4月に電子マニフェストを導入した。
- ・ 電子マニフェストの導入当時、すでに電子マニフェストに加入していた収集運搬業者に産業廃棄物を委託していた地域（津地域、久居地域、河芸地域、一志地域）を対象に、令和2年6月から電子マニフェストの運用を開始し、その他の地域は段階的に電子マニフェストに移行していった。

○ 電子マニフェスト導入のための取組み

- ・ 電子マニフェストに対応している処理業者に産業廃棄物の処理を委託している津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の各施設に対して電子マニフェストの使用方法について説明した。
- ・ 政策財務部財産管理課が電子マニフェストの運用に関する手順書を作成し、各施設に配布した。

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・ 産業廃棄物の処理の経費削減や事務手続きの効率化、紙マニフェストの保管場所の省スペース化が達成された。
- ・ マニフェストへの法定記載事項の記入漏れがなくなったことや、誤植が判明しやすくなったことで、法令遵守につながった。

○ 電子マニフェスト情報の活用方法

- ・ 各施設の排出状況（排出場所、廃棄物の種類・量）の把握に活用している。
- ・ 電子マニフェストシステムからマニフェスト情報を抽出して請求書内訳を作成し、電

子マニフェストを使用している課に請求書及び内訳データを送付している。

- ・ 議会对応に係る資料や次年度の産業廃棄物の処理の委託契約に係る積算資料の作成に活用している。

6. その他の取組み

- ・ 市立の小中学校の技能員を対象として廃棄物の分別（電池類の分別徹底）等の廃棄物管理に関する研修会を実施している。
- ・ 不適切な廃棄物の処理が確認された場合は、排出した施設の担当者に注意を促すとともに、全庁的に通知を行って、すべての施設に注意喚起をしている。

取組みのまとめ

- ・ 電子マニフェストを導入することにより、産業廃棄物の処理に関する経費削減や事務手続きの効率化ができることを期待し、令和2年（2020年）4月に電子マニフェストを導入した。
- ・ 津市内の各施設から排出される産業廃棄物の収集運搬業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、選定した業者が電子マニフェストに対応可能であれば、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。津地域、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域の各施設から排出される産業廃棄物の処分業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、選定した業者が電子マニフェストに対応可能であれば、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。
- ・ 電子マニフェストは、市で1加入し、主に市内の学校や庁舎、消防署等から排出される産業廃棄物の処理に使用している。
- ・ 処理終了報告の確認は、マニフェスト情報の照会画面から政策財務部財産管理課が確認している。
- ・ 電子マニフェストの基本料金は政策財務部財産管理課が一括で支払うこととし、使用料金は電子マニフェストを使用している課で分割して支払うこととしている。

- ・ 市立学校における令和 3 年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、約 2,500 件（電子マニフェスト 85%、紙マニフェスト 15%）であった。
- ・ 産業廃棄物の処理の経費削減や事務手続きの効率化、マニフェストの保管場所の省スペース化が達成された。
- ・ マニフェストへの法定記載事項の記入漏れがなくなったことや、誤植が判明しやすくなったことで、法令遵守につながった。

事例2 町田市教育委員会

町田市はすべての市立小中学校が電子マニフェストを導入しており、産業廃棄物の処理においては、原則として、電子マニフェストを使用することとしている。町田市では教育委員会のほか、下水道部局等で電子マニフェストを導入しており、市として積極的に電子化に取り組んでいる。

1. 概要

産業廃棄物の処理の関係部署	町田市教育委員会学校教育部教育総務課、町田市財務部契約課
所管する学校数	小学校 42 校、中学校 20 校（令和 4 年度現在）

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物（令和 3 年度実績）

廃棄物区分		廃棄物
産業廃棄物の種類	普通産業廃棄物	混合廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくず、家電四品目以外のフロンを含む家庭用電気製品、家電四品目、廃蛍光灯管類、廃電池類
	特別管理産業廃棄物	

- ※ 混合廃棄物には什器類が含まれる。鉄・非鉄金属製の部品が分解可能な什器類の場合は、鉄・非鉄金属製の部品は売却している。
- ※ 廃プラスチック類は液体のりを詰め替えた空ボトル等。
- ※ 金属くずは給食の配膳で使用するアルミホイル等。
- ※ コンクリートくずは古い工作物の破片等。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 基本は指名競争入札で委託先を決定し、発注金額が少額であれば随意契約としている。ガスボンベ等、排出の頻度が少ない廃棄物については発生の都度、見積合わせで複数の処理業者から選定している。

(2) 処理業者の情報収集

- ・市の契約課が入札参加資格者の登録情報を確認して、処理業者の情報収集を行う。
- ・教育総務課が市の環境部局に処理業者の情報を確認している。
- ・教育総務課が処理業者のホームページでの公開情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・処理業者の許可品目、許可期限、処理能力、許可エリア等を確認している。
- ・電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において、原則、電子マニフェストの使用を条件としている。業務仕様書には、「本件委託業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを使用して実施するものとする。甲及び乙は、それぞれJWNETに加入し、自らに係る費用の負担を行わなければならない。甲は、甲又は乙が正当な理由によってJWNETを使用できない場合には、廃棄物の搬出の際に、紙マニフェストに必要な事項を記載し、乙に交付する。」と明記している。
- ・業務仕様書に「再資源化を図ること」と記載し、リサイクルの対応を求めている。
- ・入札参考見積りから入札予定価格を設定し、委託費が不当に安価にならないようにしている。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・令和3年度は、収集運搬・処分を兼務する処理業者3社と委託契約を締結した。
- ・委託契約書は、廃棄物処理法で定める記載事項のほか、反社会勢力排除、支払条件、情報セキュリティ等の項目を追加して、廃棄物の排出部門の担当者が作成している。委託契約書の内容は、市の契約課が毎年度入札時に内容を確認している。
- ・廃蛍光灯管類や廃電池類等、取り扱う処理業者が限られている産業廃棄物は、年度ごとに委託契約の内容を見直した上で同じ処理業者と委託契約を締結している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・廃棄物の性状・量、引渡方法、積み込み手順、電子マニフェストの運用方法について打合せしている。
- ・廃棄物の排出場所の現地確認を運搬担当者を実施しているほか、各学校の排出場所、運搬車の入場ルートをマーキングした図面データを提供している。

5. 電子マニフェストの使用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・市立学校 62 校における令和 3 年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、

3,157 件（電子マニフェスト 98.3%、紙マニフェスト 1.7%）であった。

- ・教育委員会で電子マニフェストに 1 加入しており、各学校がサブ番号を利用して Web 方式で電子マニフェストを登録している。
- ・市立小中学校の廃棄物管理は市費負担事務職員 1 名と都費負担事務職員 1 名の計 2 名、及び用務職員が担当しており、産業廃棄物の引渡しは主に用務職員、電子マニフェストの登録は事務職員の内どちらかが担当している。
- ・電子マニフェストは、産業廃棄物の引渡後 3 日以内に、引渡担当者が登録している。
- ・教育委員会の作成様式で受渡確認票を作成している。
- ・処理業者の処理終了報告は、マニフェスト情報の照会画面で確認している。
- ・電子マニフェストの入力マニュアルを作成し、各学校に周知している。
- ・教育総務課は各学校から排出される産業廃棄物の回収日を処理業者と計画し、週 2 回、産業廃棄物の回収後に各学校でマニフェストの登録漏れがないかどうか、教育総務課の担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認し、登録漏れのある学校へ連絡している。
- ・処理業者において電子マニフェストの処理終了報告が漏れたことがあったため、チェック表を作成し、月 1 回、産業廃棄物の処分期限及び最終処分期限までに処理終了報告が入力されているか確認している。

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・電子マニフェストの導入前は、各学校が手書きで紙マニフェストに必要事項を記載していたほか、教育委員会ですべての学校の紙マニフェストの保管や処理業者から返信された紙マニフェスト内容の確認を行っていたため、紙マニフェストに係る事務負担が大きかった。
- ・紙マニフェストに係る事務作業の効率化やペーパーレス化を図るため、平成 29 年（2017 年）5 月に電子マニフェストを導入した。
- ・電子マニフェストの導入前に委託契約していた処理業者はすでに電子マニフェストに加入していたため、混乱なく電子マニフェストに移行できた。
- ・学校の敷地内に設置されている学童保育から排出される産業廃棄物についても電子マニフェストの導入により事務作業の省力化が図れるため、学童保育を所管する他の課から電子マニフェストに関する相談がある。

○ 電子マニフェスト導入のための取組み

- ・電子マニフェストの導入について、町田市情報セキュリティ基本方針に矛盾することのないよう（SSL による暗号化通信等）、平成 29 年 3 月にコンピュータシステム等管理運営委員会へ諮った。
- ・すべての学校が電子マニフェストを問題なく導入できるように、平成 29 年 2 月頃から各学校に丁寧な周知を行い、電子マニフェストデモシステムを活用する等、1 ヶ月間の

導入期間を経て、すべての学校が電子マニフェストを使用できる環境を構築した。

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・ あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用することにより、各学校におけるマニフェストの入力作業の簡素化を図ることができた。
- ・ 教育委員会における紙マニフェストに係る作業時間は、1ヶ月当たり約5時間／人であったが、電子マニフェストの導入後は、1ヶ月当たり約1時間／人に削減することができた。

○ 電子マニフェスト情報の活用方法

- ・ 各学校の排出状況（排出場所、廃棄物の種類・量）の把握に活用している。
- ・ 産業廃棄物処理費に係る経理業務に活用している。

6. その他の取組み

- ・ 学校から排出される廃棄物の削減と分別の徹底について学校へ周知している（図 2-1、2-2）。
- ・ 学校間で不要な物品を交換し、廃棄物の排出量削減に努めている。
- ・ 委託先で緊急に産業廃棄物の受入れが不可となった場合は、一時的に学校の敷地内、倉庫等に産業廃棄物を保管することとなる。

22町教学教第 号
2022年8月 日
5-2-4

町田市立小・中学校長 様

教育総務課長

学校廃棄物の削減と分別の徹底について（依頼）

町田市では、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」、「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」等に基づき、廃棄物の処理を行っております。

小・中学校は、「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」で定められた「一定規模以上の事業用建築物」に該当し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に取り組む義務があります。

廃棄物の収集、運搬及び処分には費用がかかります。限られた予算を適切に執行していくためにも、下記及び別添資料について、改めて全教職員に周知していただき、引き続き、学校全体で廃棄物の削減に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 廃棄物になるものを最初から出さないこと（Reduce）

(1) 私物の廃棄物は原則持ち帰る

・教職員が持ち込み、廃棄物となったもの（私物、ビン・カン・ペットボトル・お弁当容器・お菓子の袋等）は、購入した販売店（コンビニエンスストア等）か自宅へ持ち帰ってください。

(2) 購入はよく吟味する

・本当に必要なものか、将来の廃棄の事まで考えて購入してください。

(3) 消費期限を考慮して購入する

・プール薬品（塩素）、食料品、ガスボンベ等は、適切な保管・期限が来る前に使用するよう注意をお願いします。

2 不用物品の活用（Reuse）

(1) 消耗品

・文房具等、使用していない消耗品は、すぐに廃棄するのではなく、「校内での活用を呼びかける」、「市事務職員の掲示板にて他校で使わないか呼びかける」、「市役所のくるくるコーナーに出す」等、他の学校や部署等での活用を促してください。

(2) 備品

・使用していない備品は、「備品現況確認調査」にて「遊休物品」として提出してください。

図 2-1 廃棄物の削減と分別の徹底に関する通知（1 頁目）

教育総務課で、遊休物品一覧リストを作成し、学校間の備品の所管替を調整します。

(3) 木材の再利用

- ・バイオエネルギーセンターの木材の搬入が厳しくなっています（原則150×15×20cm以内に切断）。棚類・板類は、上記2（1）消耗品と同様に再利用を検討してください。

3 分別を徹底すること (Recycle)

(1) 廃棄物を正しく分別する

- ・改めて、別紙1を確認してください。

(2) 古紙を正しく分別する

- ・改めて、別紙2を確認してください。
- ・8月の回収の際、プラスチックのファイル、絵具チューブ等の「不燃ごみ」を古紙回収として出した学校がありました。回収業者によると、正しい分別が出来ていない学校が1割程度あるとのことです。各校ご注意ください。
- ・学校により、コンテナボックスに古紙を入れて排出しておりますが、回収者が1人で持てる量で出すようにお願いします（満杯では持ち上げられないそうです）。

(3) 資源（古紙になるもの、鉄・非鉄金属）として出せるものは分別して出す

- ・古紙になる物と鉄・非鉄金属類は、極力ごみにせず分別して出し、可燃ごみと不燃ごみが混在した廃棄物も出来るだけ分解して分別して排出してください。分解しないと一番経費のかかる不燃ごみだけになってしまいます。

1番「再利用」⇒2番「資源回収」⇒3番「可燃ごみ」⇒4番「不燃ごみ」の順で検討！

図 2-2 廃棄物の削減と分別の徹底に関する通知（2 頁目）

取組みのまとめ

- ・ 紙manifestoに係る事務作業の効率化やペーパーレス化を図るため、平成 29 年（2017 年）5 月に電子manifestoを導入した。
- ・ 電子manifestoの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において、原則、電子manifestoの使用を条件としている。
- ・ 市立学校 62 校における令和 3 年度のmanifesto登録件数（電子と紙の合計）は、3,157 件（電子manifesto 98.3%、紙manifesto 1.7%）であった。
- ・ 教育総務課は各学校から排出される産業廃棄物の回収日を処理業者と計画し、週 2 回、産業廃棄物の回収後に各学校でmanifestoの登録漏れがないかどうか、教育総務課の担当者がmanifesto情報の照会画面で確認し、登録漏れのある学校へ連絡している。また、処理業者において電子manifestoの処理終了報告が漏れたことがあったため、チェック表を作成し、月 1 回、産業廃棄物の処分期限及び最終処分期限までに処理終了報告が入力されているか確認している。
- ・ 教育委員会における紙manifestoに係る作業時間は、1 ヶ月当たり約 5 時間／人であったが、電子manifestoの導入後は、1 ヶ月当たり約 1 時間／人に削減することができた。
- ・ 業務仕様書に「再資源化を図ること」と記載し、リサイクルの対応を求めている。
- ・ 廃棄物の排出場所の現地確認を運搬担当者を実施しているほか、各学校の排出場所、運搬車の入場ルートをマーキングした図面データを提供している。

事例3 横須賀市消防局

横須賀市消防局（以下、「消防局」という。）が所管するすべての施設から排出される産業廃棄物の委託処理については、すべて電子マニフェストを使用して、委託した産業廃棄物の運搬や処分が適正に行われていることを確認している。

【以下は、消防局北消防署における産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用の取組みについて記載する。】

1. 概要

消防施設の内訳	消防署 4ヶ所、分署 1ヶ所、出張所 10ヶ所、訓練センター1ヶ所
北消防署の所在地	横須賀市船越町 1-59
北消防署の職員数	日勤職員 8名、消防職員 36名、救急職員 8名

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物（令和3年度実績）

廃棄物区分		廃棄物
産業廃棄物の種類	普通産業廃棄物	安定型混合廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃アルカリ
	特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物

※ すべての消防施設から排出される産業廃棄物の種類を記載。

※ 廃プラスチック類は、容器包装プラスチック、ペットボトル等。

※ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、ビン等。

※ 金属くずは、缶等。

※ 感染性廃棄物は救急業務に伴い排出されたもの。

【横須賀市消防局の所管する施設から排出される産業廃棄物（感染性廃棄物を除く。）は、市の総務部及び市民部と共通の処理業者に委託処理している。】

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 一般競争入札としている。

(2) 処理業務の情報収集

- ・ 民生局地域支援部地域コミュニティ支援課（以下「支援課」という。）が総務部、市民部、消防施設から排出される産業廃棄物の委託先処理業者の入札参加資格の登録情報を一括して確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・ 総務部、市民部、消防施設から排出される産業廃棄物については、支援課が委託先処理業者の産業廃棄物処理業許可証の許可品目、許可期限、許可エリア等を確認している。
- ・ 市では総務部、市民部、消防施設から排出される産業廃棄物処理業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。業務委託仕様書には、「廃棄物の管理については電子マニフェストを利用すること。」と明記している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・ 産業廃棄物処理の委託契約は各消防施設で締結している。
- ・ 北消防署では、令和3年度は、収集運搬業者2社、処分業者2社（感染性廃棄物の収集運搬業者1社、処分業者1社を含む。）と委託契約を締結した。
- ・ 委託契約書は、各消防施設の担当者が作成し、内部監査の際に市の担当部署が契約書の内容を確認している。
- ・ 委託契約の段階で、産業廃棄物の（最終）処分方法及び（最終）処分場所の所在地等を図3の様式に記載し、消防局の担当部署に提出することとしている。
- ・ 各消防施設で処理困難物・不適物が排出された場合は、契約している収集運搬業者、処分業者と協議した後に、別途、契約を締結することとしている。

委託件名		市施設(総務部・行政センター・消防局)から排出される産業廃棄物処分業務委託(一般委託)				別紙 1
産業廃棄物の種類 産業廃棄物の名称等		廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器		
受託者の処分	処分場所(業者等)の名称					
	処分場所の所在地					
	処分または再生の方法					
	処分または再生に係る施設の処理能力					
	処分または再生に係る施設の処理能力					
資源化・再利用 最終処分又は	最終処分場所の所在地・名称					
	最終処分の方法					
	最終処分に係る施設の処理能力					
備考						

図3 処分業者における産業廃棄物の(最終)処分方法及び(最終)処分場所の所在地等

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際に、排出する産業廃棄物の性状・量について連絡している。
- 廃プラスチック類、ビン・缶・ペットボトル、その他の不燃物については、原則として、透明のビニール袋にまとめ、収集運搬しやすいように排出することとしている。
- 産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、産業廃棄物の発生工程、性状及び荷姿、通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項、他の廃棄物との混合により生じる支障、石綿有害産業廃棄物の有無等について事前連絡をしている。

5. 電子マニフェストの使用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- 消防局で電子マニフェストに1加入しており、すべての消防施設から排出する産業廃棄物の処理には電子マニフェストが使用されている。
- 北消防署ではサブ番号を活用して、電子マニフェストを登録しており、令和3年度の電子マニフェスト登録件数は109件であった。
- 北消防署では、産業廃棄物の引渡し当日に、引渡担当者がWeb方式により電子マニフェストシステムにアクセスし、受渡確認票の作成、電子マニフェストの本登録を行っている。

- ・ 処理終了報告の有無は、北消防署の担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認している。
- ・ 委託先処理業者への処理料金の支払いは、毎月北消防署で口座振替により支払っている。電子マニフェストの使用料は、消防局で一括して口座振替により支払っている。

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 北消防署の委託先の処理業者が電子マニフェストを導入しており、北消防署でも電子マニフェストの使用を勧められたため、平成 24 年（2012 年）に導入した。

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・ マニフェストの登録漏れや法定記載事項の記入漏れがなくなったことで法令遵守の効果があつた。
- ・ 産業廃棄物の集計作業が効率的に行えるようになった。

○ 電子マニフェスト情報の活用方法

- ・ 北消防署が産業廃棄物の処理費に係る経理業務に活用している。
- ・ 消防局がすべての消防施設の排出状況の把握に活用している。

6. その他の取組み

- ・ 北消防署では、毎年度、電子マニフェストの担当者が交代するため、前任者が新任者に対して登録操作等の注意点を指導し、問題なく産業廃棄物の委託処理に係る業務を行うことができるよう、工夫している。

取組みのまとめ

- ・ 市では総務部、市民部、消防施設から排出される産業廃棄物処理業務については、電子マニフェストの使用を入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。
- ・ 横須賀市消防局が所管するすべての施設から排出される産業廃棄物の委託処理については、すべて電子マニフェストを使用して、委託した産業廃棄物の運搬や処分が適正に行われていることを確認している。
- ・ 産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、産業廃棄物の発生工程、性状及び荷

姿、通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項、他の廃棄物との混合により生じる支障、石綿有害産業廃棄物の有無等について事前連絡をしている。

- ・ マニフェストの登録漏れや法定記載事項の記入漏れがなくなったことで法令遵守の効果があつた。
- ・ 産業廃棄物の集計作業が効率的に行えるようになった。

事例4 川崎市交通局

川崎市交通局（以下、「交通局」という。）は市バスを運営しており、市バスの営業所の事務所や整備工場等から廃棄物が排出されている。所管する4営業所のうち、2営業所は交通局の直営※、2営業所はバス事業を委託先の民間事業者が運営している。市直営の営業所等から排出される産業廃棄物に係るマニフェストは基本的に電子マニフェストを使用している。

なお、交通局では、営業所の事務所等から排出される産業廃棄物については自動車部管理課（以下「管理課」という。）が、整備に伴い排出される産業廃棄物については自動車部運輸課（以下「運輸課」という。）が、処理業者との委託契約や電子マニフェストへの加入及び電子マニフェストの操作を行っている。

【以下は、直営の営業所における産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用の取組みについて記載する。】

1. 概要

部局所在地	川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 9階
産業廃棄物の処理の関係部署	川崎市交通局自動車部管理課、川崎市交通局自動車部運輸課
主な施設	川崎市交通局事務所、営業所（直営：鷺ヶ峰営業所、塩浜営業所／管理委託：上平間営業所、井田営業所）、乗車券発売所（川崎乗車券発売所、溝口乗車券発売所）
在籍車両数※	乗合バス 312 両、貸切バス 5 両（令和4年12月時点）

※ 管理委託する営業所の車両を含む。すべて交通局の所有。

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物（令和3年度実績）

廃棄物区分		廃棄物
産業廃棄物の種類	普通産業廃棄物	汚泥（泥状のもの）、廃プラスチック類、金属くず、廃タイヤ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃アルカリ、廃溶剤、安定型混合廃棄物、蛍光灯
	特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油

※ 交通局直営の営業所等の排出量を記載。

※ 燃えやすい廃油は車両整備の際の部品洗浄に使用した灯油。

※ 廃アルカリは車両整備の際の冷却水として使用して排出されたもの。

○ 車両整備に係る産業廃棄物の処理状況

- ・ 車両の整備で排出される廃棄物については、営業所で保管し、一定量が溜まり次第、年間契約している処理業者に処理委託している。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 発注金額が 100 万円以上の場合是一般競争入札、100 万円未満の場合は随意契約（見積合わせ）としている。

(2) 処理業者の情報収集

- ・ 川崎市競争入札参加資格の登録情報を確認している。
- ・ （公財）産業廃棄物処理事業振興財団の「さんぱいくん」、又は「優良さんぱいナビ」により、許可証の情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・ 川崎市競争入札参加資格に登録している処理業者のうち、入札金額が最も安価な処理業者を選定している。
- ・ 処理業者の許可品目、許可期限、処理能力、許可エリア等を確認している。
- ・ 川崎市の工事請負、業務委託、物品調達等の契約は、市内中小企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小事業者に優先発注することを基本施策としている。交通局でも廃棄物の処理の知識や技能が処理業者にあることを前提に、市内に所在する川崎市競争入札参加資格を有する中小の処理業者を優先して選定している（図 4）。

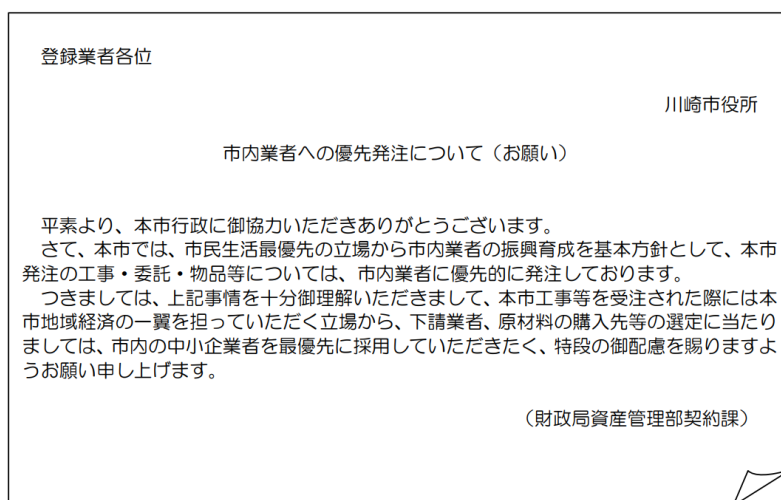


図 4 川崎市競争入札参加資格審査の申請書等作成要領（令和 4 年 8 月 30 日変更）における市内業者優先発注に関する記載

- ・ 市内の処理業者は、市が必要と認めた場合に、市内の事業所の実態について調査する場合があります、調査に対する誓約書及び同意書を提出した業者のみ、川崎市競争入札参加資格を申請することができる。
- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていない。また、業務仕様書に、電子マニフェストの使用を必須とするような記載をしていない。業務仕様書には、「発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子マニフェスト又は紙マニフェストを、別表に定める方法により、使用するものとする。」と明記している（別表省略）。
- ・ 川崎市では交通局以外の部局でも電子マニフェストを導入しており、市内業者には電子マニフェスト加入者が多いため、業務仕様書に電子マニフェストの使用に関する記載をしなくても、電子マニフェストに対応した処理業者を選定することができている。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・ 令和3年度は、管理課では、収集運搬・処分を兼務する処理業者1社と委託契約を締結し、運輸課では、収集運搬・処分を兼務する処理業者3社と委託契約を締結した。
- ・ 運輸課では年間契約以外の産業廃棄物が発生した際は、その都度契約を締結している。
- ・ 委託契約は産業廃棄物の排出部門の担当者が経理課へ依頼し、川崎市交通局契約規定により締結している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

<管理課における打合せ>

- ・ 処理業者との協議のもとに、産業廃棄物の引渡しに関する年間計画を決めており、計画で示された日に、産業廃棄物の回収を行うこととしている。
- ・ 一般競争入札の結果、委託先処理業者はここ数年は同じ処理業者に委託している。このため、廃棄物の引渡しの手順や電子マニフェストの入力等に関する手順を新たに打ち合わせる必要性がない。処理業者とは、年間計画で定める産業廃棄物の回収日のみを事前に打合せている。

<運輸課における打合せ>

- ・ 委託先処理業者と産業廃棄物の性状・量、引渡方法、積込み手順について打合せしている。
- ・ 収集運搬業者より産業廃棄物の排出場所を確認したい旨の依頼がある場合は、排出場所の現地確認を実施している。

5. 電子manifestoの使用状況

○ 電子manifestoの運用方法

- ・ 令和 3 年度に産業廃棄物処理で交通局が使用したmanifestoはすべて電子manifestoであった。令和 3 年度の電子manifesto登録件数は 147 件であり、このうち 92 件は事務所や営業所（事務所）から定期的に排出された産業廃棄物を委託処理した件数で、55 件は整備に伴い排出された産業廃棄物を処理委託した件数である。
- ・ 交通局では管理課及び運輸課がそれぞれ電子manifestoに加入している。営業所の事務部門から排出される産業廃棄物の処理については、委託契約から電子manifestoに係る事務を交通局管理課が担当している。運輸課から整備に伴い排出される産業廃棄物については、電子manifestoに係る支払業務は交通局庶務課、委託契約や電子manifestoに係る事務は運輸課が担当している。

<管理課における運用方法>

- ・ 産業廃棄物の引渡しの連絡を受けた管理課の担当者 1 名が Web 方式により電子manifestoにアクセスし、manifestoを登録している。
- ・ 処理業者との年間計画で取り決めた産業廃棄物の回収日についてmanifestoを予約登録しておき、産業廃棄物の引渡担当者及び処理業者に産業廃棄物の引渡し完了したことを確認した後に、引渡しから 3 日以内に本登録に切り替えている。
- ・ 回収予定日に、何らかの事情から産業廃棄物の引渡しが行われなかった場合は、予約情報を取り消すこととしている。
- ・ 処理業者による収集運搬や処分の終了報告の有無はmanifesto情報の照会画面で確認している。
- ・ 産業廃棄物の処理委託費は毎月、処理業者に支払っている。支払いの根拠資料として電子manifesto情報を活用している。

<運輸課における運用方法>

- ・ 営業所の担当者 2 名のどちらかが Web 方式により電子manifestoにアクセスし、事前に予約登録していたmanifestoから受渡確認票を印刷し、収集運搬業者に渡している。営業所の 2 名の担当者のどちらかが産業廃棄物の引渡しの当日に本登録を行っている。
- ・ 処理業者による収集運搬や処分の終了報告の有無は、メール通知機能を利用し確認するほか、manifesto情報の照会画面で確認している。

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 交通局は平成 20 年（2008 年）にはじめて電子マニフェストに加入して、紙マニフェストと併用で電子マニフェストの使用を開始した。平成 29 年度（2017 年度）に管理課が電子マニフェストに追加で加入したことで、交通局から排出される産業廃棄物は基本的に電子マニフェストで処理されるようになった。

○ 電子マニフェスト導入のための取組み

- ・ 平成 21～29 年度まで、川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課が毎年、庁内各部署のマニフェスト担当者を対象に、JW センターを講師とした電子マニフェスト操作説明会を開催していた。交通局でも説明会を受講し、電子マニフェストの操作方法を習得するとともに、電子マニフェストの運用を確立した。

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・ 紙マニフェストを使用していた当時は、処理業者が収集運搬業者に返送する処分終了報告に関する伝票を、誤って交通局に返送してしまうことがあった。電子マニフェストの導入により、マニフェストの返送先の誤りを防止することができるようになった。
- ・ 電子マニフェストでは産業廃棄物の引渡後の処理終了の有無が即時、把握、確認できるため、廃棄物の適正処理に効果があった。
- ・ 紙マニフェストの保管場所の省スペース化、産業廃棄物の処理に係る事務負担の軽減に効果があった。
- ・ あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用することにより、電子マニフェストの入力作業の簡素化を図ることができた。

取組みのまとめ

- ・ 交通局は平成 20 年（2008 年）にはじめて電子マニフェストに加入して、紙マニフェストと併用で電子マニフェストの使用を開始した。平成 29 年度（2017 年度）に管理課が電子マニフェストに追加で加入したことで、交通局から排出される産業廃棄物は基本的に電子マニフェストで処理されるようになった。
- ・ 平成 21～29 年度まで、川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課が毎年、庁内各部署のマニフェスト担当者を対象に、JW センターを講師とした電子マニフェスト操作説明会を開催していた。交通局でも説明会を受講し、電子マニフェストの操作方法を習得するとともに、電子マニフェストの運用を確立した。

- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていない。また、業務仕様書に、電子マニフェストの使用を必須とするような記載をしていない。
- ・ 電子マニフェストの導入により、マニフェストの返送先の誤りを防止することができるようになった。電子マニフェストでは産業廃棄物の引渡後の処理終了の有無が即時、把握、確認できるため、廃棄物の適正処理に効果があった。紙マニフェストの保管場所の省スペース化、産業廃棄物の処理に係る事務負担の軽減に効果があった。あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用することにより、電子マニフェストの入力作業の簡素化を図ることができた。
- ・ 川崎市の工事請負、業務委託、物品調達等の契約は、市内中小企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小事業者に優先発注することを基本施策としている。交通局でも廃棄物の処理の知識や技能が処理業者にあることを前提に、市内に所在する川崎市競争入札参加資格を有する中小の処理業者を優先して選定している。
- ・ 市内の処理業者は、市が必要と認めた場合に、市内の事業所の実態について調査する場合があります。調査に対する誓約書及び同意書を提出した業者のみ、川崎市競争入札参加資格を申請することができる。

事例5 広島県警察

広島県警察が所管する施設から排出される産業廃棄物の委託処理で使用される manifestsのうち、約9割のmanifestsが電子manifestsで登録されている。

1. 概要

警察施設の内訳	警察本部1ヶ所、警察署26署、警察学校1ヶ所
広島県警察全体の職員数	5,700名
警察本部の所在地	広島市中区元町9番42号

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物（令和3年度実績）

廃棄物区分		廃棄物
産業廃棄物の種類	普通産業廃棄物	蛍光灯、電池類、金属くず、 廃プラスチック類、合成樹脂製の衣類
	特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸

※ 金属くずは、スチール製キャビネット等。

※ 合成樹脂製の衣類は、新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者に対応する職員が着用した個人防護具。広島県警察本部では、感染性廃棄物と同等に取扱うこととしている。

※ 燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸は、科学捜査研究所から排出された薬品等。

【以下は、警察本部における産業廃棄物の適正処理の取組み、電子manifests使用の取組みについて記載する。】

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 発注金額が100万円を超える場合は一般競争入札、100万円以下の場合は随意契約としている。

(2) 処理業者の情報収集

- ・ (一社) 広島県資源循環協会の「ひろしま産廃ネット」により、許可証の情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・ 産業廃棄物処理業許可証の許可の品目、許可期限、許可エリア等を確認している。
- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていない。また、業務仕様書に電子マニフェストの使用を必須とするような記載をしていない。産業廃棄物の委託処理を受注する処理業者が電子マニフェストを導入している場合は、電子マニフェストの使用を求めているが、委託先の処理業者が電子マニフェストに対応できない場合は紙マニフェストを使用している。業務委託仕様書には、「業務終了報告は、収集運搬業務については、マニフェスト B2、B4、B6 票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェスト D 票又は、電子マニフェストの処分終了報告を完了通知に添付すること。」と明記している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・ 広島県警察では、各施設で個別に委託契約を締結している。
- ・ 警察本部では、令和 3 年度は、収集運搬業者 1 社、処分業者 1 社、収集運搬・処分を兼務する処理業者 8 社と委託契約を締結した。基本的には収集運搬・処分を兼務する処理業者と委託契約することとしているが、厳重な管理が必要な廃棄物の処理を委託する場合は当該廃棄物の許可を有する別の処理業者を選定している。
- ・ 委託契約書は、広島県警察が所管する施設がそれぞれ作成・保管している。契約書は総務部施設課が内容を確認している。
- ・ 同じ処理業者と委託契約を継続する場合は、契約内容を年度ごとに見直している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・ 処理業者と産業廃棄物の性状・量、引渡方法、積込手順について事前に打ち合わせしている。
- ・ 運搬担当者の求めに応じて産業廃棄物の排出場所の事前確認を実施している。

5. 電子マニフェストの使用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・ 広島県警察が所管する施設における令和 3 年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、約 200 件（電子マニフェスト 88%、紙マニフェスト：12%）であった。
- ・ 広島県警察が所管する施設から排出される産業廃棄物の電子マニフェストの登録は警察本部総務部施設課の担当者が行っている。担当者は産業廃棄物の引渡しの 1 週間前までに、引渡予定日、産業廃棄物の情報（種類、排出予定数量）、引渡担当者名、委託

先収集運搬業者名、収集運搬業者の電子マニフェストの加入者番号、引渡場所について各施設の担当者よりメールで報告を受け、報告内容を元に予約登録を行った後に、受渡確認票を出力して各施設へメールで送付している。

- ・ 各施設から処理業者への産業廃棄物の引渡し完了したことの連絡を受けたのち、産業廃棄物の引渡後 3 日以内に本登録を行っている。
- ・ 処理業者による処理終了報告は、マニフェスト情報の照会画面で確認し、各施設に処理終了を連絡している。
- ・ 電子マニフェスト情報は、自治体環境部局への報告や前年度のマニフェスト情報の照会に利用している。

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 環境県民局産業廃棄物対策課（以下「産業廃棄物対策課」という。）からの働きかけがあり、平成 27 年（2015 年）電子マニフェストの使用を開始した。

○ 電子マニフェストの円滑な使用のための工夫

- ・ あらかじめ決まっている入力内容を登録しておく「パターン登録機能」を使用している。

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・ 「パターン登録機能」の活用により、電子マニフェストの入力作業の簡素化を図ることができた。
- ・ マニフェストの法定記載事項の入力漏れが少なくなった。
- ・ 紙マニフェストの保管場所の省スペース化につながった。

6. その他の取組み

(1) 電子マニフェスト普及に関する取組み

- ・ 広島県ではマニフェスト使用件数が少ない排出事業者のために、少量排出事業者団体加入支援事業（以下「支援事業」）に取り組んでいる。支援事業では、（一社）広島県資源循環協会が利用代表者となり、電子マニフェストの少量排出事業者団体加入制度[※]を利用することができる環境を構築している。

※ 「少量排出事業者団体加入制度」とは、「排出事業者が 20 者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」という条件を満たした場合に適用が可能となる電子マニフェストの料金体系である。年額の基本料が 110 円（5 件までは使用料が無料、6 件からは 1 件当たりの使用料が 22 円）となるため、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者に適している。

- ・ 支援事業により、申込者自らが 20 者以上の排出事業者を集めることなく、また利用代

表者の設定をすることなく電子マニフェストが使用できるため、排出事業者における初期費用や事務作業の負担が少ない加入形態となっている。

- ・ 広島県警察でも支援事業により電子マニフェストを使用しており、電子マニフェストの使用料は、1年度分をまとめて翌年度に(一社)広島県資源循環協会に支払っている。

(2) 産業廃棄物の適正処理に関する取組み

- ・ 産業廃棄物対策課が、産業廃棄物の委託契約の担当者のうち、希望する者を対象とした廃棄物全般に関する研修を1年に1回、2時間程度実施している。

取組みのまとめ

- ・ 広島県警察が所管する施設における令和3年度のマニフェスト登録件数（電子と紙の合計）は、約200件（電子マニフェスト88%、紙マニフェスト：12%）であった。
- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていない。また、業務仕様書に電子マニフェストの使用を必須とするような記載をしていない。
- ・ 広島県警察が所管する施設から排出される産業廃棄物の電子マニフェストの登録は警察本部総務部施設課の担当者が行っている。担当者は産業廃棄物の引渡しの1週間前までに、引渡予定日、産業廃棄物の情報（種類、排出予定数量）、引渡担当者名、委託先収集運搬業者名、収集運搬業者の電子マニフェストの加入者番号、引渡場所について各施設の担当者よりメールで報告を受け、報告内容を元に予約登録を行った後に、受渡確認票を出力して各施設へメールで送付している。
- ・ 各施設から処理業者への産業廃棄物の引渡し完了したことの連絡を受けたのち、産業廃棄物の引渡後3日以内に本登録を行っている。
- ・ 処理業者による処理終了報告は、マニフェスト情報の照会画面で確認し、各施設に処理終了を連絡している。
- ・ 広島県ではマニフェスト登録件数が少ない排出事業者のために、少量排出事業者団体加入支援事業に取り組んでいる。支援事業では、(一社)広島県資源循環協会が利用代表者となり、電子マニフェストの少量排出事業者団体加入制度を利用することができる環境を構築している

事例6 豊田市公設地方卸売市場

豊田市公設地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）では、豊田市公設地方卸売市場協会（以下「協会」という。）が場内事業者の福利厚生事業や豊田市から委託される市場業務を行っている。また、協会は場内事業者と覚書を取り交わし、産業廃棄物の処理に係る業務のとりまとめを行っている。

1. 卸売市場の概要

卸売市場の所在地	豊田市高崎町兼近 70 番地
敷地面積	93,400 m ²
協会の職員数	11 名（パート職員を含む。）

※ 卸売市場の施設管理は、市の産業部農政企画課の 4 名で実施している。

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 排出する主な産業廃棄物（令和 3 年度実績）

廃棄物区分		廃棄物
産業廃棄物の種類	普通産業廃棄物	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、木くず、混合物、蛍光灯類、電池類
	特別管理産業廃棄物	

※ 廃プラスチック類は、梱包材や容器、保冷剤等（ビニール、ナイロン、ポリ類、発泡スチロール類等、硬質、軟質プラスチック類）。

※ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの内訳は、ガラス類、陶磁器くず、食器、鏡、飲食料ビン、花瓶等。

※ 金属くずの内訳は、金属類、飲食料缶等。

※ 木くずは、木製パレット等。

※ 混合物の内訳は、ホッチキス、はさみ、電卓、マジック、カッター、ボールペン等の文具類、自転車、タイヤ、いす、事務机、塩化ビニール類、中、小型電化製品、ストーブ他、掃除機、扇風機等、大型の電化製品（家電リサイクル法の対象以外の電化製品等）等。

※ 表に示したほかに、可燃ごみ（野菜、果物くず、魚介類、肉類、木くず、落葉、草木、紙くず等）、紙資源（段ボール、古紙（新聞紙、雑誌、OA 紙等を含む。)) が事業系一般廃棄物として排出されている。



写真 左から、野菜・果物くずコンテナ、ゴミ集積場、発泡スチロール処理施設※
※場内で発生する発泡スチロールのうち、リサイクルに適した品質のものは発泡スチロール処理施設で破砕・溶融・圧縮・成形している。リサイクルに適さない発泡スチロールは産業廃棄物として委託処理している。

3. 委託先処理業者選定

(1) 処理業務の発注形態

- ・ 6社による指名競争入札で委託先を決定している。

(2) 処理業者の情報収集

- ・ 処理業者の情報は、市や環境部廃棄物対策課のホームページ情報や産業部農政企画課の担当者から入手している。
- ・ 豊田市入札参加資格者の登録情報を確認している。

(3) 選定方法・選定基準

- ・ 産業廃棄物処理業許可証の許可品目、許可期限、許可エリア、排出事業場から委託先の処理施設までの距離を確認している。
- ・ 処理業者の過去の事故・違反の有無を確認している。
- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。業務委託仕様書には、委託業務の実績の報告方法について、「電子情報処理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。」と明記している。

4. 委託契約・事前打合せ

(1) 委託契約

- ・ 協会が卸売市場を代表して処理業者と委託契約を締結することについて協会と場内事業者との間で覚書を取り交わしている。協会と処理業者との間の委託契約書には、個々の場内事業者の一覧を添付しており、一覧に記載された場内事業者を代表して協会が処理業者と委託契約している。

- ・令和3年度は、収集運搬業者2社、処分業者2社と委託契約を締結した。
- ・毎年、次年度の委託契約を締結する前に、市が委託契約に関する説明会を開催しており、説明会で委託契約に関する注意事項等を確認している。
- ・委託契約書は市の契約書に準拠して作成しており、契約書の内容に変更が生じた際には、必要に応じて市の環境部廃棄物対策課に内容の確認を依頼している。

(2) 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・必要に応じて協会担当者と処理業者が産業廃棄物の引渡現場で打合せを実施している。
- ・産業廃棄物の年間の引渡日（曜日）及び時間は事前に決めているが、必要が生じた場合は、引渡日を調整することがある。

5. 電子マニフェストの使用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・卸売市場における令和3年度の産業廃棄物処理のマニフェスト登録件数は、195件（電子マニフェスト100%）であった。
- ・マニフェストに係る業務は協会の職員3名で担当している。
- ・電子マニフェストの登録は、場内事業者が集積場所に持ち込んだ産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す前の週に、協会の職員が電子マニフェスト（Web方式）の予約登録を行い、収集運搬業者に産業廃棄物を引き渡す。引渡日の当日か翌朝に収集運搬業者が測定した産業廃棄物の重量がFAXで報告されるので、重量を電子マニフェストに入力し、本登録を行っている。
- ・処理終了報告の有無は、協会の職員がマニフェスト情報の照会画面で確認している。
- ・処理業者には、毎月の処理量の集計表を協会に提出することを求めている。
- ・産業廃棄物の処理委託料及び電子マニフェストの使用料は、協会の年間予算及び場内事業者の負担金から支払っている。

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・市が平成20年（2008年）に電子マニフェストを導入していたことや、委託処理を行う業者の多くがすでに電子マニフェストを導入していたため、平成27年（2015年）より電子マニフェストを導入した。

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・最終処分業者の最終処分終了報告の確認や、前年度の電子マニフェストの登録内容の照会を効率よく行うことができるようになった。

6. その他の取組み

- ・ 廃棄物の回収時に、場内事業者による不適正な廃棄物の排出がないか、廃棄物の分別が適正に行われているかを確認している。また、マニフェストによる処理終了報告の確認に加えて、処理業者からの月例報告の際に、処理が適正に行われていることを改めて確認している。

取組みのまとめ

- ・ 卸売市場では、協会が場内事業者の福利厚生事業や豊田市から委託される市場業務を行っている。また、協会は場内事業者と覚書を取り交わし、産業廃棄物の処理に係る業務のとりまとめを行っている。
- ・ 処理業者の情報は、市や環境部廃棄物対策課のホームページ情報や産業部農政企画課の担当者から入手している。
- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。業務委託仕様書には、委託業務の実績の報告方法について、「電子情報処理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。」と明記している。
- ・ 卸売市場における令和3年度の産業廃棄物処理のマニフェスト登録件数は、195件（電子マニフェスト100%）であった。
- ・ 電子マニフェストを導入したことにより、最終処分業者の最終処分終了報告の確認や、前年度の電子マニフェストの登録内容の照会を効率よく行うことができるようになった。

第 2 編 公共関与の産業廃棄物処理施設に係る取組事例

事例 7 公益財団法人岡山県環境保全事業団

(公財)岡山県環境保全事業団(以下、「事業団」という。)は、昭和 54 年から管理型最終処分場の水島埋立処分場において埋立事業を、平成 11 年から水島クリーンセンターにおいて下水汚泥と廃プラスチック類の焼却事業を開始し、持続可能な地域社会の実現に貢献・寄与している。

全国の公共関与の産業廃棄物処理施設における電子マニフェストの普及が遅れている中、事業団では独自のマニフェストデータの管理システムを確立し、電子マニフェストシステムとの連携により事務作業の効率化を図る等、先進的な取組みを行っている。

1. 施設概要

施設名称	第 2 処分場	水島クリーンセンター
施設の種類	管理型海面埋立処分場	流動床式連続焼却施設
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通地先	岡山県倉敷市水島川崎通地先、岡山県倉敷市水島川崎通 1 丁目 18
供用開始	平成 21 年 4 月	平成 11 年 4 月
主に処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類、ゴムくず、ばいじん、自動車等破砕物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、産業廃棄物を処分するために処理したもの、特別管理産業廃棄物(飛散性のある廃石綿等)、石綿含有産業廃棄物	下水汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
埋立面積・容積・埋立期間	約 23 万 m ² 、約 240 万 m ³ 約 15 年	—
焼却能力	—	下水汚泥 209 t / 日 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 計 66 t / 日

2. 産業廃棄物に関する情報

○ 受入を行った主な産業廃棄物量（令和3年度実績）

産業廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
	受入量合計：230,330 t	受入量：252 t
産業廃棄物の種類及び受入量（埋立）	汚泥（65,352 t）、ばいじん（56,719 t）、鉍さい（28,841 t）、燃え殻（28,561 t）等	廃石綿等（252 t）
上記のうち自社焼却施設発生量	燃え殻（831 t）、ばいじん（8,552 t）	
	受入量合計：73,731 t	受入量：0 t
産業廃棄物の種類及び受入量（焼却）	汚泥（62,319 t）、廃プラスチック類（9,428 t）、混合廃棄物※（1,734 t）等	
上記のうち自社排水処理汚泥発生量	汚泥（510 t）	

※ 混合廃棄物は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずを含む。

3. 産業廃棄物の処分の受入状況

(1) 取引先排出事業者、中間処理業者

- ・ 委託契約は事業場ごとに締結している。
- ・ 取引先排出事業者（事業場）数は、約 1,000 者、中間処理業者（事業場）数は、約 120 者である。
- ・ 主な取引先の業種は、県内の建設・解体業（約 6 割）、製造業（約 3 割）、中間処理業（約 1 割）である。

(2) 取引先との委託契約締結の際に確認している事項

- ・ 新規に産業廃棄物の受入を行う際は、産業廃棄物処理処分新規申請書のほか、公的証明書や環境経営システム認証・登録証の写し、事業団独自の産業廃棄物データシート、産業廃棄物のカラー写真、環境安全性把握の参考となる資料等の提出を求めている。
- ・ 取引先が自ら産業廃棄物の搬入を行う場合は、自動車検査証の写し、通行予定者の公的証明書（運転免許証の写し等）の提出を求めている。
- ・ 取引先が中間処理業者の場合は、産業廃棄物処分業許可証の写し、委託運搬による搬入の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しの提出を求めている。

(3) 事業団による排出事業場への訪問による産業廃棄物の性状確認

- ・新規委託契約の審査時に、取引先の排出事業場に訪問し、受入可能な産業廃棄物であるか等を確認している。
- ・受入する産業廃棄物の追加等、委託契約に変更が生じた場合は、改めて排出事業場に訪問し、受入可能な産業廃棄物であるかを再度、確認している。
- ・現地確認では、新規委託契約であれば産業廃棄物の発生工程や保管状況を確認した上で、受入基準や搬入時の注意事項を説明している。管理型産業廃棄物及び管理型産業廃棄物の付着のおそれがある産業廃棄物については、事業団の職員によるサンプリングや成分検査を実施している。
- ・委託契約の更新を希望する取引先とは、更新前の10月～12月の期間に現地確認を実施しており、産業廃棄物の発生工程、契約内容の変更の有無を確認し、必要に応じてサンプリングを実施している。

(4) 排出事業者等による実地確認の受入状況

- ・事業団の年間見学受入件数は、環境学習としての見学を含めて100件前後（排出事業者個別の追跡調査*を含めない。）であり、1週間当たり1～2件、一度に3業者（事業場）程度の見学を受け入れている。
- ・実地確認の見学件数が多いことで通常業務に支障がでないよう5名程度の職員がローテーションで対応している。
- ・実地確認の際に取引先から確認される事項は、主に処分場の残余容量や処分場の許可看板設置場所のほか、ISO関連の確認事項として委託契約書やマニフェストの保管状況等である。
- ・排出事業者個別の実地確認は1日当たり平均2件程度受け入れており、公共工事から排出される産業廃棄物の処理に関する確認が多い。

※ 排出事業場等の担当者が収集運搬車両に同乗し、自らが排出した産業廃棄物が事業団の施設に搬入されるまでの状況を確認するための調査。

4. 電子マニフェストの使用状況

○ 紙・電子マニフェストの使用状況

- ・令和3年度のマニフェスト報告件数（電子と紙の合計）は、42,843件（電子マニフェスト66.5%、紙マニフェスト33.5%）であった。
- ・令和3年度の委託契約実績のうち、契約時に電子マニフェストを使用する旨の申請があった取引先はおおよそ250者（すべての取引先のうち2割程度）であった。
- ・事業団の中間処理施設から排出される燃え殻等は、すべて電子マニフェストを使用し、事業団の処分場で埋立処分を行っている（運搬委託、自社処分のマニフェスト登録を行っている。運搬、処分を自社で行う場合、マニフェストは必要ないが、処分量の把握の

ために電子manifestoで管理している。)

- ・ 事業団の取引先で使用されている紙manifestoは、(公社)全国産業資源循環連合会の紙manifesto、建設manifesto販売センターの建設系廃棄物manifesto、事業団発行manifestoの3種類である。
- ・ 事業団では火災防止のため、排出事業者に廃棄物の搬出時の廃棄物の温度を記録することを求めている。事業団発行manifestoの記入欄には、法定記載事項のほか、搬出時温度を記載する項目を設けている。電子manifestoの場合は備考欄に搬出時の温度を入力することとしている。そのほかに電子、紙manifestoには、排出事業場コード、運搬業者コード、車両コード等を入力、記載することを求めている。

○ 電子manifesto導入の経緯

- ・ 行政機関から電子manifestoの使用を勧められたことがきっかけとなり、平成18年に導入した。
- ・ 現在は県の流域下水道から排出される下水汚泥の処分はすべて事業団が電子manifestoで受け入れており、電子manifestoの使用件数が多い要因の一つとなっている。

○ 電子manifestoの運用方法

- ・ 産業廃棄物の処分業務やmanifestoに関する業務に係る実務担当者数は19名である。
- ・ 事業団ではmanifestoデータの活用のため、manifestoの自社管理システムを確立している(図5)。電子manifestoのデータは自社管理システムとEDI接続により連携しており、処分場の入口で受渡確認票のバーコードを読み取ることによりmanifesto番号を管理している。
- ・ 該当するmanifesto番号の産業廃棄物は、自社管理システムを介して当日中に処分終了報告を行っている。
- ・ 電子manifestoに予約登録又は本登録され、manifesto番号が採番されている産業廃棄物を受け入れている。自社管理システムにより産業廃棄物の受入れ後、予約登録が本登録されていないmanifestoを確認することができる。
- ・ 産業廃棄物の搬入場所に車両番号の確認用のカメラやサーモカメラを設置しており、産業廃棄物の搬入状況は自動撮影により画像データとして自社管理システムに送られ、manifestoデータとともに管理されている(図6、7)。
- ・ 紙manifestoの情報も自社管理システムに入力して管理することが可能であるため、事業団が受入したすべての産業廃棄物のデータを一元管理することが可能である。



図5 事業団の自社管理システムの管理画面



図6 車両番号の確認用のカメラの画像

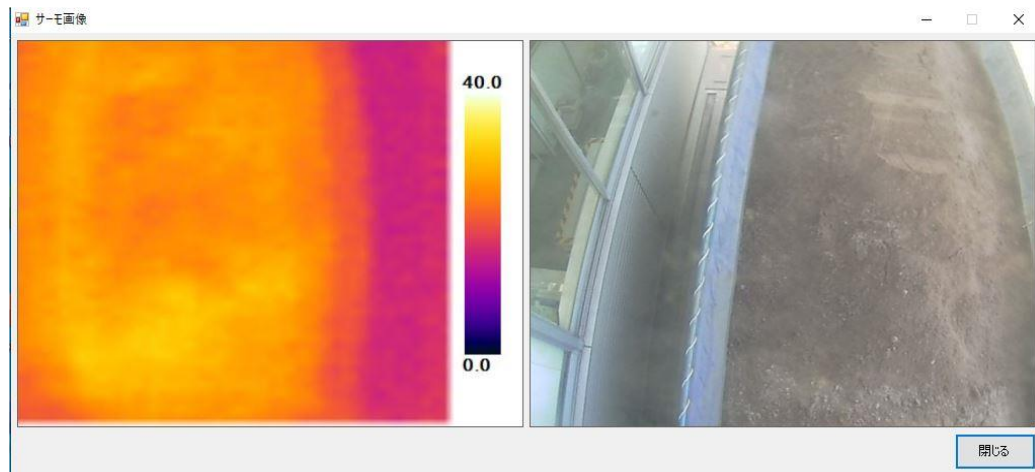


図7 サーモカメラの画像

○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・紙マニフェストと比較して法定記載事項を入力しないと登録・報告の操作ができないため、記入漏れが格段に少なくなった。
- ・紙マニフェストの場合は産業廃棄物の搬入時にマニフェストの記載内容を確認していることに加え、取引先へのマニフェストの返送前に、記入漏れがないか、確認している。電子マニフェストでは機械的に記入漏れを検出できるため、確認作業が軽減できた。また、マニフェストの返送作業が減り事務負担が削減された。
- ・事業団の自社管理システムと電子マニフェストシステムを EDI 接続しているため、報告漏れが発生した場合にアラートで報告状況を容易に確認することができる。

○ 電子マニフェストの課題

- ・電子マニフェストを使用している取引先は大企業が多く、契約件数の多くを占める建設・解体系の事業者や小規模な事業者には電子マニフェストが普及していない状況である。

5. その他の取組み

- ・1日当たり150～160台の産業廃棄物の搬入があり、そのうち1～2台について委託契約と異なる産業廃棄物の混入や、マニフェストの記載内容との整合が取れない産業廃棄物の混入がある。その場合、委託契約以外の産業廃棄物についての受入を拒否したり、マニフェストの記載内容の修正を依頼して対応している。
- ・(一社)岡山県産業廃棄物協会の実務担当者研修会への参加、他社への視察、教育計画に基づいたOJT教育、災害対策等のBCP対策の整備を通じて産業廃棄物の適正処理に取り組んでいる。

取組みのまとめ

- ・ 主な取引先の業種は、県内の建設・解体業（約 6 割）、製造業（約 3 割）、中間処理業（約 1 割）である。
- ・ 令和 3 年度のマニフェスト報告件数（電子と紙の合計）は、42,843 件（電子マニフェスト 66.5%、紙マニフェスト 33.5%）であった。
- ・ 事業団では火災防止のため、排出事業者に廃棄物の搬出時の廃棄物の温度を記録することを求めている。電子マニフェストの場合は備考欄に搬出時の温度を入力することとしている。
- ・ 事業団ではマニフェストデータの活用のため、マニフェストの自社管理システムを確立している。電子マニフェストのデータは自社管理システムと EDI 接続により連携しており、処分場の入口で受渡確認票のバーコードを読み取ることにより、マニフェスト番号を管理している。該当するマニフェスト番号の産業廃棄物は、自社管理システムを介して当日中に処分終了報告を行っている。
- ・ 電子マニフェストに予約登録又は本登録され、マニフェスト番号が採番されている廃棄物を受け入れている。自社管理システムにより廃棄物の受入れ後、予約登録が本登録されていないマニフェストを確認することができる。
- ・ 産業廃棄物の搬入場所に車両番号の確認用のカメラやサーモカメラを設置しており、産業廃棄物の搬入状況は自動撮影により画像データとして自社管理システムに送られ、マニフェストデータとともに管理されている。紙マニフェストの情報も自社管理システムに入力して管理することが可能であるため、事業団が受入したすべての産業廃棄物のデータを一元管理することが可能である。
- ・ 事業団の自社管理システムと電子マニフェストシステムを EDI 接続しているため、報告漏れが発生した場合にアラートで報告状況を容易に確認することができる。

第2章 産業廃棄物の適正処理の取組みの各段階におけるポイント

本章では、第1章を踏まえて、公務の各分野（教育、消防、交通、警察、卸売市場）から排出される産業廃棄物について、図8に示す産業廃棄物の委託処理の各段階における適正処理の取組事例のポイントをまとめた。

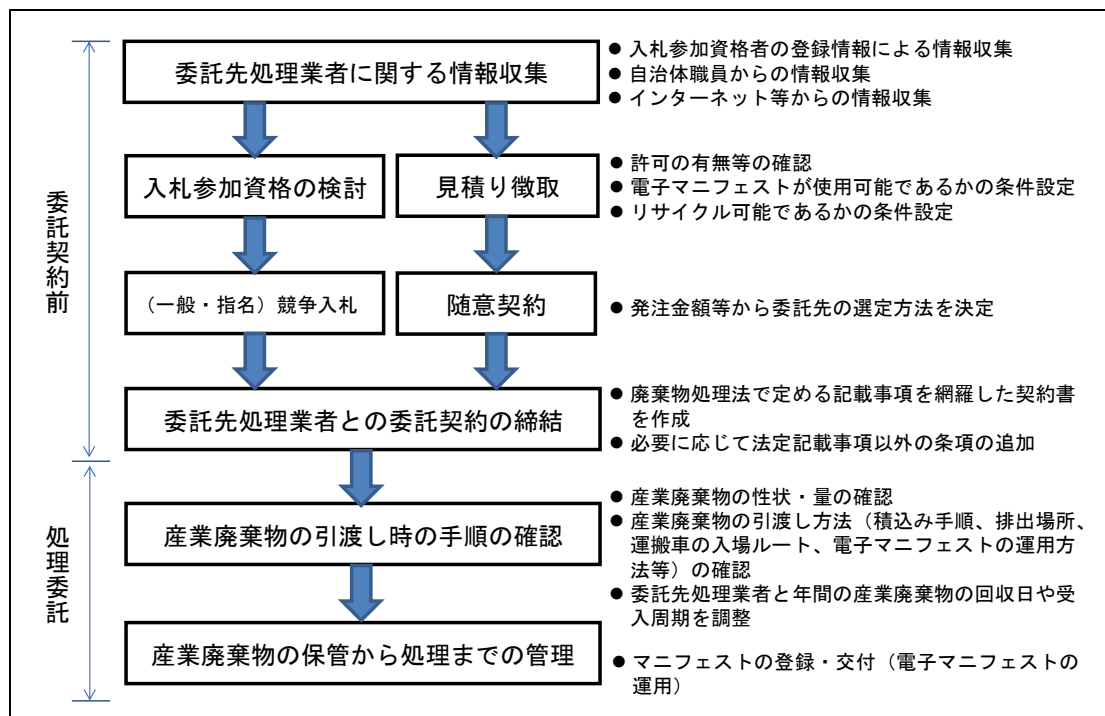


図8 委託処理における取組みの流れ

1. 委託先処理業者に関する情報収集

- ・ 入札参加資格者の登録情報や都道府県・政令市の環境部局等から処理業者の情報を確認する。
- ・ 都道府県・政令市の環境部局や処理業者のホームページ情報から処理業者の情報を確認する。
- ・ 処理業者の許可情報が掲載されている団体の検索サイトを確認する。

＜取組み事例（主な情報収集方法）＞
<p>各所への確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入札参加資格者の登録情報を確認している。 ➢ 都道府県・政令市の環境部局等に処理業者の情報を確認している。 <p>インターネット等からの情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県・政令市の環境部局のホームページ情報を確認している。 ➢ 処理業者のホームページでの公開情報を確認している。

- (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団の「さんばいくん」、又は「優良さんばいナビ」等により、許可証の情報を確認している。

2. 入札参加資格の検討、見積り徴取

- ・ 電子マニフェストの使用や産業廃棄物のリサイクルの推進について業務仕様書に明記する。
- ・ 電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理の入札参加の条件としていない場合でも、業務仕様書において条件とすることにより、電子マニフェストの使用が進んでいた。公務で電子マニフェストを導入する際は、電子マニフェストの使用について業務仕様書に明記することが普及のポイントである。

<業務仕様書への記載例>

- 本件委託業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを使用して実施するものとする。甲及び乙は、それぞれ JWNET に加入し、自らに係る費用の負担を行わなければならない。甲は、甲又は乙が正当な理由によって JWNET を使用できない場合には、廃棄物の搬出の際に、紙マニフェストに必要事項を記載し、乙に交付する。
- 廃棄物の管理については電子マニフェストを利用すること。

3. 一般競争入札、随意契約

- ・ 産業廃棄物の委託先処理業者の選定方法を決定する。
- ・ 処理業者の許可情報や過去の事故・違反の有無等を確認して選定する。
- ・ 入札参加資格者名簿に登載されている処理業者から、管内の中小企業の育成及び地域経済の活性化や、受注金額の観点から処理業者を選定する。

<取組み事例>

- 処理業者の許可品目、許可期限、処理能力、許可エリア、排出事業場から委託先の処理施設までの距離、処理業者の過去の事故・違反の有無等を確認している。
- 入札参加資格者名簿に登載されている処理業者から、管内の中小企業の育成及び経済の活性化を図るため、管内の業者を優先して選定している。
- 入札参加資格者名簿に登載されている処理業者から、受注金額が最も安価な処理業者を選定している。

4. 委託先処理業者との委託契約の締結

- ・ 委託契約書は、産業廃棄物の排出部門や管財部門の担当者が作成し、契約部門が内容を確認する。
- ・ 都道府県・政令市の環境部局が開催する説明会等より、委託契約に関する注意事項等を確認する。

< 取組み事例 >

- 委託契約書は、産業廃棄物の排出部門や管財部門の職員が作成している。
- 委託契約書は、契約部門が契約書の作成時、若しくは入札時、内部監査時に内容を確認している。
- 処理業者との委託契約は、廃棄物の排出部門や管財部門が締結している。
- 取り扱う処理業者が限られている産業廃棄物は、年度ごとに委託契約の内容を見直した上で同じ処理業者と委託契約を締結している。
- 年間契約以外の産業廃棄物が発生した際は、その都度、処理業者を選定して、委託契約を締結している。
- 次年度の委託契約を締結する前に、都道府県・政令市の環境部局が開催する委託契約に関する説明会に参加し、説明会で委託契約に関する注意事項等を確認している。

5. 産業廃棄物の引渡し時の手順

- ・ 収集運搬業者と産業廃棄物の性状・量、引渡方法、積込手順、電子マニフェストの運用方法について打合せする。
- ・ 産業廃棄物の引渡し時に車両の入場が滞りなく進行するために必要な資料を収集運搬業者に提供する。
- ・ 処理業者と年間の産業廃棄物の回収日や受入周期を調整する。

< 取組み事例 >

- 産業廃棄物の性状・量、引渡方法、積込手順、電子マニフェストの運用方法について収集運搬業者と打合せしている。
- 収集運搬業者に各排出事業場の産業廃棄物の排出場所、運搬車の入場ルートマーキングした図面データを提供している。
- これまで取引実績がない収集運搬業者に対しては、排出事業場において、排出事業場内の産業廃棄物の集積所や収集場所や収集手順等について、打合せを行う。
- 委託先処分業者と年間の産業廃棄物の受入周期を調整している。

6. 電子マニフェストの使用

(1) 電子マニフェストの運用方法

- ・ 排出事業場の担当者が電子マニフェストの登録等の操作を行うか、又は、本庁の担当部局が所管する排出事業場に関する電子マニフェストの登録等の操作を行う。
- ・ 排出事業場の担当者が電子マニフェストの登録等の操作を行う場合は、排出事業場を所管する本庁の担当部局で電子マニフェストの入力マニュアルを作成し、各排出事業場に電子マニフェストの操作方法等を周知する。また、各排出事業場において電子マニフェストの登録漏れがないかどうか、排出事業場を所管する部局の担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認し、登録漏れのある排出事業場に連絡する。
- ・ 排出事業場を所管する部局が各排出事業場から排出される産業廃棄物の電子マニフェスト登録を代表して行う場合は、各排出事業場からメール等で産業廃棄物の排出予定日や実際に排出された日、排出量、産業廃棄物の種類等、電子マニフェストの登録に必要な情報を入手する。
- ・ 処理業者の処理終了報告の有無については、排出事業場の担当者や排出事業場を所管する本庁の担当部局の担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認する。

<運用事例>

加入単位

- 自治体全体で電子マニフェストに1加入している。
- 各部局で電子マニフェストに1加入している。(必要に応じて、部局が担当課ごとに加入)

登録方法

- 産業廃棄物の収集日より前に各排出事業場で予約登録を行い、引渡日当日若しくは3日以内に引渡担当者が本登録を行っている。
- 排出事業場を所管する部局の担当者は、各排出事業場が予約登録した情報を元に、引き渡す産業廃棄物の排出量を引渡日の前日に処理業者にFAXで報告している。
- 各排出事業場の産業廃棄物の引渡担当者は、産業廃棄物の引渡しの1週間前までに、引渡予定日、産業廃棄物の情報(種類、排出予定数量)、引渡担当者名、委託先収集運搬業者名、収集運搬業者の電子マニフェストの加入者番号、引渡場所について、部局の電子マニフェスト担当者にメールで報告し、電子マニフェスト担当者は、報告内容を元に予約登録を行った後に、受渡確認票を出力して各排出事業場へメールで送付している。
- 産業廃棄物の引渡日当日若しくは翌朝に、収集運搬業者よりFAXで産業廃棄物の重量の報告があるので、電子マニフェスト担当者は電子マニフェストに重量を入力した後に、予約登録を本登録に切り替えている。

処理終了報告の確認方法

- 処理業者の処理終了報告は、当該排出事業場を所管する本庁の担当部局の担当者や排出事業場の担当者がマニフェスト情報の照会画面で確認している。
- 排出事業場を所管する部局で産業廃棄物の処理に関するチェック表を作成し、産業廃棄物の処分期限及び最終処分期限までに処分業者が処理終了報告を電子マニフェストシステムに入力しているかどうか、月 1 回、マニフェスト情報の照会画面で確認している。

電子マニフェストの使用料等の支払い方法

- 基本料金は管財部門が支払い、使用料金は電子マニフェストを使用している各部局で支払っている。
- 電子マニフェストの使用料は、支払代行者制度を利用して支払っている。

電子マニフェストの円滑な運用のための工夫

- 排出事業場を所管する本庁の担当部局が電子マニフェストの入力マニュアルを作成し、各排出事業場に周知している。
- 産業廃棄物の引渡計画に基づき、各排出事業場において電子マニフェストの登録漏れがないかどうか、排出事業場を所管する部局の担当者がマニフェスト情報の照会画面で、週 2 回、確認し、登録漏れのある排出事業場に連絡している。
- 電子マニフェスト導入に当たり、各排出事業場に丁寧に周知を行い、電子マニフェストデモシステムを活用する等、1 ヶ月間の導入期間を経て、すべての排出事業場が電子マニフェストを使用できる環境を構築した。

(2) 電子マニフェスト導入の経緯

- ・ 産業廃棄物の処理に関する経費削減やマニフェストに係る事務作業の効率化、ペーパーレス化を図るために導入された。
- ・ 都道府県の環境部局や取引先の処理業者からの働きかけがきっかけとなった。

(3) 電子マニフェスト導入の効果

- ・ 産業廃棄物の処理の経費削減や事務手続きの効率化、紙マニフェストの保管場所の省スペース化が達成される。
- ・ マニフェストへの法定記載事項の記入漏れがなくなることや、誤植が判明しやすくなること、産業廃棄物の引渡後の処理終了の有無が即時、把握、確認できることで、法令遵守につながる。
- ・ 処理業者のマニフェストの返送先の誤りを防止することができるようになる。

(4) 電子マニフェスト情報の活用方法

- ・ 排出事業場を所管する部局が各排出事業場における産業廃棄物の排出状況の把握に活用する。
- ・ 産業廃棄物処理費に係る経理業務に活用する。
- ・ 議会对応に係る資料や次年度の産業廃棄物の処理の委託契約に係る積算資料の作成に活用する。

7. その他適正処理の取組み

- ・ 産業廃棄物の削減と分別の徹底について各排出事業場へ周知する。
- ・ 排出事業場の間で不要な物品を交換し、産業廃棄物の排出量削減に努める。
- ・ 排出事業場の産業廃棄物管理や委託契約に携わる職員を対象として産業廃棄物処理に関する研修会を実施する。
- ・ 不適切な廃棄物の分別が確認された場合は、排出した施設の担当者に注意を促すとともに、全庁的に通知を行い、すべての施設に注意喚起を行う。

第3章 参考資料リンク集

【環境省】

- ・ 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」，環境省
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>
- ・ 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」により示された「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」，環境省（平成29年6月）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>

【本事例集の対象自治体等】

- ・ 津市教育委員会
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1100000000144/index.html>
- ・ 町田市教育委員会
<https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shiyakusyo/gyomu/kyouiku/>
- ・ 横須賀市消防局
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7410/syoubou/index.html>
- ・ 川崎市交通局
<https://www.city.kawasaki.jp/820/>
- ・ 広島県警察
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>
- ・ 豊田市公設地方卸売市場
<https://www.toyota-oroshiurishijou.com/>
- ・ （公財）岡山県環境保全事業団
<https://www.kankyo.or.jp/>

【JW センター】

- ・ 産廃適正処理に係る業種別事例集
https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/jireishu_gyoushu.html
- ・ 電子マニフェスト（廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト）
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- ・ 産業廃棄物処理関連リンク集
<https://www.jwnet.or.jp/link/index.html>
- ・ 国・地方自治体へのリンク
<https://www.jwnet.or.jp/link/government/index.html>
- ・ 電子マニフェスト業種別活用事例
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/press/index.html>

【その他】

- ・ 産業廃棄物処理業者検索「さんぱいくん」，（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
<https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

業種別事例集作成委員会 委員名簿

<委員>

氏名	所属・役職
内野 大作	公益財団法人岡山県環境保全事業団環境事業部 部長
神谷 武志	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 産業廃棄物係長
○ 北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
小林 由依	栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班 主任
近藤 理史	豊田市環境部廃棄物対策課 課長
松本 高明	三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課廃棄物政策班 課長補佐兼班長
山本 雅資	東海大学政治経済学部経済学科 教授

○ 委員長

<オブザーバー>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

<事務局>

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。